第三十七条の二第十八号中「第百九十四条の六の二第一号及び第三号」を「第百九十四条の六の三第二号及び第四号」に改め、同条を第三十七条の三とし、第七章中第三十七条の次に次の一条を加える。

（商品市場所管大臣への協議等）

第三十七条の二　法第百九十四条の六の二第二号ハに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　取引の開始及び終了

二　相場の変動又は決済を結了していない取引の数量の制限に関する事項

2　法第百九十四条の六の二第二号ホに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　取引の開始及び終了についての業務規程の変更命令

二　相場の変動又は決済の結了していない取引の数量の制限に関する事項についての業務規程又はその細則を委ねた規則の変更命令

第三十八条第一項、第五項第一号及び第六項第一号中「、第四十条の五」を「から第四十条の六まで」に改め、同条第七項第一号中「、第四十条の五」を「から第四十条の六まで」に改め、「含む。」の下に「若しくは第三項」を加える。

第四十三条の四第三項中「子会社」の下に「、当該金融商品取引所の商品取引参加者（法第百五十一条に規定する商品取引参加者をいう。第四十四条第十三項において同じ。）」を加え、「同項」を「前項」に改める。

第四十四条第十三項中「子会社」の下に「、当該金融商品取引所の商品取引参加者」を加える。

第二条　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）の一部を次のように改正する。

第三条第十号ハ中「類似する取引（」の下に「デリバティブ取引並びに」を加え、同号ニ中「類似する取引」の下に「（デリバティブ取引に該当するものを除く。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年三月十一日）から施行する。

（委託者保護基金に関する経過措置）

第二条　改正法附則第四条第一項前段の場合においては、特定委託者保護基金（改正法附則第四条第一項に規定する特定委託者保護基金をいう。次項において同じ。）の理事長を改正法第二条の規定による改正後の金融商品取引法（以下「新金融商品取引法」という。）第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金であって新金融商品取引法第七十九条の四十九第四項の規定による定款の定めがあるものの理事長と、特定委託者保護基金の運営審議会を当該定款の定めがある投資者保護基金の運営審議会とみなして、新金融商品取引法第七十九条の四十五第二項及び第五項の規定を適用する。

2　特定委託者保護基金についての改正法第四条の規定による改正後の商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号。以下この項において「新商品先物取引法」という。）の規定の適用については、新商品先物取引法第二百七十七条第四項中「商品先物取引業者は」とあるのは「商品先物取引業者又は特定会員（金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十六号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項に規定する特定会員をいう。以下同じ。）である金融商品取引業者は」と、「当該商品先物取引業者」とあるのは「当該商品先物取引業者又は特定会員である金融商品取引業者」と、「脱退した商品先物取引業者」とあるのは「脱退した商品先物取引業者又は特定会員である金融商品取引業者」と、新商品先物取引法第三百条中「次に掲げる業務」とあるのは「次に掲げる業務及び改正法附則第四条第一項に規定する特定業務」と、新商品先物取引法第三百十三条第一項中「第三百条第一号及び第二号に掲げる業務」とあるのは「第三百条第一号及び第二号に掲げる業務並びに改正法附則第四条第一項第一号及び第二号に掲げる業務」と、同条第二項中「第三百条第一号及び第二号に掲げる業務」とあるのは「第三百条第一号及び第二号に掲げる業務又は改正法附則第四条第一項第一号及び第二号に掲げる業務」と、新商品先物取引法第三百十四条第一項中「商品先物取引業者」とあるのは「商品先物取引業者及び特定会員である金融商品取引業者」と、同条第二項中「通知商品先物取引業者」とあるのは「通知商品先物取引業者又は特定会員である通知金融商品取引業者（金融商品取引法第七十九条の五十四に規定する通知金融商品取引業者をいう。）」と、新商品先物取引法第三百十五条第一項第一号中「第三百六条第一項の支払及び第三百八条第一項の返還資金融資」とあるのは「第三百六条第一項の支払、第三百八条第一項の返還資金融資、金融商品取引法第七十九条の五十六第一項の支払及び同法第七十九条の五十九第一項の返還資金融資」と、同項第二号及び同条第三項中「商品先物取引業者」とあるのは「商品先物取引業者及び特定会員である金融商品取引業者」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

府　令

○内閣府令第十一号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十六号）の施行に伴い、及び金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年二月二十六日　内閣総理大臣　安倍　晋三

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三　商品関連市場デリバティブ取引　法第二条第八項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引をいう。

第一条第三項中第十号の三を第十号の四とし、第十号の二を第十号の三とし、第十号の次に次の一号を加える。

十の二　商品　法第二条第二十四項第三号の二に規定する商品をいう。

第一条第四項に次の一号を加える。

十五　商品関連業務　金融商品取引業のうち、法第二十八条第一項第一号の二に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

第七条第三号ロ中「投資者保護基金」の下に「（法第七十九条の四十九第四項の規定による定款の定めがあるものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二　商品関連業務を行う場合には、次に掲げる事項

イ　その旨

ロ　商品デリバティブ取引関連業務（法第七十九条の二十第一項に規定する商品デリバティブ取引関連業務をいう。以下同じ。）を行う場合には、加入する投資者保護基金（法第七十九条の四十九第二項の規定による定款の定めがあるものを除く。）の名称

第七条第四号ロ中「第四十四条第六号ロ」を「第四十四条第七号ロ」に改め、同号ハ中「第四十四条第六号ハ」を「第四十四条第七号ハ」に改める。

第八条第六号イ中「種類」の下に「（商品関連業務を行う場合にあっては、取引の対象とする商品又は商品に係る金融指標を含む。）」を加え、同号ホ中「又は第四十三条の三」を「から第四十三条の三まで」に改める。

第四十四条中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　商品関連業務を行う場合には、その旨